

平成25年(健厚)第1085号

平成26年5月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、同人の、健康保険法(以下「健保法」という。)における標準報酬月額(以下「健保標報」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)における標準報酬月額(以下「厚年標報」という。)を、平成〇年〇月を改定年月として、いずれも〇万〇〇〇〇円に改定することを求める、ということであると解される。

第2 再審査請求の経過

1 請求人が代表取締役を務めるa社(以下「本件事業所」という。)は、健保法及び厚年法上の適用事業所であるところ、その事業主(以下「本件事業主」という。)は、日本年金機構〇〇年金事務所長(以下「本件事務所長」という。)に対し、「報酬月額の算定における特例の申立書」と題する書面(平成〇年〇月〇日付。以下「本件申立書」という。)を提出し、健保法第44条第1項及び厚年法第24条第1項の規定に基づき、請求人の健保標報及び厚年標報を、平成〇年〇月を改定年月として、いずれも〇万円(注:〇万〇〇〇〇円の誤りと認める。)に改定するよう求めた。本件申立書の趣旨は、本件事業所は、平成〇年〇月から業績が悪化し、第〇期(平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間)の決算数値が大きな赤字になることが確定的になったので、平成〇年〇月〇日開催の臨時株主総会において、請求人の役員報酬を月額〇万円から月額〇万円に減額する決議を行ったが、同決議に基づき、健保法第43条第1項の規定による健保標報の改定(以下「健保随時改定」とい

う。)及び厚年法第23条第1項の規定による厚年標報の改定(以下「厚年随時改定」という。)がなされたとしても、平成〇年〇月分から同年〇月分までの請求人の役員報酬については、健保標報を〇万円として健康保険料〇万〇〇〇〇円が、厚年標報を〇万円として厚生年金保険料〇万〇〇〇〇円が本人負担分としてそれぞれ徴収される結果、同人が実際に受け取る役員報酬月額(手取額)は〇万〇〇〇〇円(税引前)に減少し、健康保険料及び厚生年金保険料の本人負担割合が極めて過大であるから、健保法第44条第1項にいう同法第41条第1項の規定によって算定した被保険者の報酬月額(以下「定時決定健保報酬月額」という。)が著しく不当であると認められるとき、及び厚年法第24条第1項にいう同法第21条第1項の規定によって算定した被保険者の報酬月額(以下「定時決定厚年報酬月額」という。)が著しく不当であると認められるときに該当するとして、両条項の規定に基づき、請求人の報酬月額を〇万円と算定した上で、同人の健保標報及び厚年標報を、平成〇年〇月を改定年月として、いずれも〇万円(注:〇万〇〇〇〇円の誤りと認める。)に改定するよう求める、ということであると解される。なお、平成〇年〇月〇日付で決定された請求人の定時決定健保報酬月額、健保標報、定時決定厚年報酬月額及び厚年標報はいずれも〇万円である。

2 本件事務所長は、平成〇年〇月〇日、本件事業主に対し、「健康保険・厚生年金保険月額変更届」については、健康保険法第43条第1項及び厚生年金保険法第23条第1項に基づき、賃金の変動が生じた月から3月間の報酬の総額を3で除して得た額が、従前の報酬月額と比較して著しく高低を生じた月の翌月から、つまり4か月目を改定月として標準報酬月額を改定することとなっております。」「このたび、標準報酬月額の改定について、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項による

特例の取り扱いを行ってほしいとの申立書を提出していただきましたが、本件につきましては、上記健康保険法第43条第1項及び厚生年金保険法第23条第1項の規定により算定が困難であるとき、若しくは上記規程により算定した額が著しく不当であるときには該当しませんので、健康保険法第43条第1項及び厚生年金保険法第23条第1項に基づき取り扱うこととなります。」として、本件においては、健保随時改定及び厚年随時改定が行われる旨を回答した（以下「本件回答」という。）。

- 3 本件事業主は、平成〇年〇月〇日（受付）、日本年金機構理事長（以下「本件理事長」という。）に対し、請求人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」（以下「本件変更届」という。）を提出した。本件変更届によれば、請求人の平成〇年〇月、〇月、〇月の報酬支払基礎日数は、それぞれ〇日、〇日、〇日であり、当該3月に請求人が本件事業所から受けた報酬は各〇万円である。
- 4 本件変更届を受けた本件理事長は、平成〇年〇月〇日、本件事業主に対し、請求人の健保標報及び厚年標報を、平成〇年〇月を改定年月として、いずれも〇万〇〇〇〇円に改定する旨の決定（以下「本件随時改定処分」といい、本件回答と併せて「原処分」という。）をした。
- 5 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 健保法第43条第1項は、「保険者等は、被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。」と規定し、

厚年法第23条第1項は、「厚生労働大臣は、被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。」と規定しており、これら两条項の規定及び前記第2の1ないし4に記載した経緯に照らし、本件事業主が請求人の健保標報につき健保随時改定を、厚年標報につき厚年随時改定を求める趣旨の本件変更届を本件理事長に対し提出したこと、本件理事長が、本件変更届の記載内容に則り、健保随時改定及び厚年随時改定を適法に行ったことは明らかであり、請求人も、改定年月を除いて、本件随時改定処分に異議を唱えているものではないと解される。

- 2 請求人の不服の趣旨は、平成〇年〇月〇日付で決定された定時決定健保報酬月額及び定時決定厚年報酬月額はいずれも〇万円であるが、請求人に係る役員報酬が平成〇年〇月分から〇万円に減額されたのであるから、健保法第44条第1項及び厚年法第24条第1項を適用し、定時決定健保報酬月額及び定時決定厚年報酬月額をいずれも10万円と算定すべきところ、保険者がこうした算定をしないのは不当であるというものであり、請求人は、決定時点（本件においては平成〇年〇月〇日）における定時決定健保報酬月額及び定時決定厚年報酬月額を不当としているわけではなく、その後の状況変化に対応した定時決定健保報酬月額及び定時決定厚年報酬月額の変更算定を行わないとする保険者の不作為及び本件随時改定処分における改定年月を不服として再審査請求をしたものと解されるが、健保法及び厚年法上、こうした状況変化に対応するために健保随時改定及び厚年随

時改定という制度が設けられているのであり、本件記録によれば、本件回答は、その内容や体裁に照らして、保険者が請求人に対し、関係法令の定めに基づいて、本件は健保法第44条第1項及び厚年法第24条第1項に定める場合には該当せず、本件事業主からの届出があれば、上記の両随時改定が行われることとなる旨を説明したにすぎないものと認められるのであって、これによって保険者が請求人に対し、その権利義務を形成し、またはその範囲を確定するような処分を行ったものということとはできない。

- 3 また、請求人は、本件随時改定処分における改定年月について、上記のような主張をもって、これを不服としていることから、その主張について検討するに、健保法第41条第1項及び第2項は、定時決定として、保険者等は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定することとし、これによって決定された標準報酬額は、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とする旨を規定し、また、厚年法第21条第1項及び第2項は、厚生労働大臣は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定することとし、これによって決定された標準報酬額は、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とする旨を規定している。

そして、健保法第44条第1項は、保険者等は、被保険者の報酬月額が、同法

第41条第1項（定時決定）等の規定によって算定することが困難であるときに続けて、又は第41条第1項等の規定によって算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする旨を、同様に、厚年法第24条第1項は、被保険者の報酬月額が、同法第21条第1項（定時決定）等の規定によって算定することが困難であるときに続けて、又は第21条第1項等の規定によって算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、厚生労働大臣が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする旨を、それぞれ規定しているのであるが、これらの各規定の文言や、前述した健保随時改定及び厚年随時改定の各規定が設けられていることをも併せて考えれば、健保法第44条第1項及び厚年法第24条第1項にいう「(定時決定等の規定によって)算定した額が著しく不当であるとき」とは、定時決定等の規定によって算定した当初の報酬額が著しく不当であると認められる場合をいうものであり、そうではなく、本件のように定時決定そのものには問題がなく、不当ともいえないが、その後の報酬額の減額等といった事情の変化によって、当初の定時決定による報酬月額との間に著しい差が生じたような場合には、健保法第43条第1項及び厚年法第23条第1項の随時改定についての各規定によってこれを改定することとするのが法の定めるところと解されるのであって、請求人の主張するような、その後の事情の変化により当初の定時決定による報酬月額との間に著しい差が生じた場合には、任意の時期（本件では平成〇年〇月）をもって、直ちに健保標報及び厚年標報を変更できるような定め及び制度設計にはなっていないものと解されるのである。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

- 4 なお、請求人は、憲法第16条及び国

家賠償法第1条に基づく損害賠償並びに
憲法第16条に基づき厚生労働大臣等
について罷免を求める旨主張しているが、
当審査会の権限に属さない事柄であるこ
とは明らかであり、取り上げることはで
きない。

- 5 以上のとおり、請求人の再審査請求は
理由がないので、これを棄却することと
し、主文のとおり裁決する。